



## 2. 被災された取引先に対する寄附金（災害見舞金）

寄附金の支出が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧家庭にある期間において支出するものである時は、交際費等に該当せず、損金の額に算入されます。

## 3. 法人が自社製品を被災者に提供した場合

不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄付金又は交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして、損金の額に算入されます。

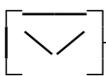
### <個人の方が寄附した場合>

支出の相手先により、取扱いが変わります。

1. 国、地方公共団体、赤十字の義援金口座等に支出した場合  
..... 特定寄附金に該当します。寄附金の金額のうち、2,000円を引いた金額は、  
所得の金額から控除されます。（所得金額の40%が限度）
2. 認定NPO法人、公益社団法人、公益財団法人等  
..... 1の計算方法と、寄附金特別控除（税額控除）  
の方法を選択適用する事が出来ます。（所得税額の25%が限度）

ご質問等不明な点がございましたら、  
お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 山岡 至



≡ ■ 温故知新なく九段的ヒトコト >

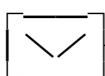
「人の長所が多く目につく人は幸せである」

- 松下 幸之助 （日本 実業家） -

松下さんは、あるインタビューで成功の秘訣を聞かれたときにそう答えていました。  
学問がなかったため、社員全員自分より優れて見え、  
自然と耳を傾けることができた。  
身体が弱かったから仕事をどんどん任せることが出来たのだそうです。

松下さん自身相当のご苦勞があったと思いますが、  
そのようなマインドがあるから成功したのではないのでしょうか。  
この言葉は、夫婦関係や友人関係でも大事になってくるのではないかなと思います。  
私も人の長所に目を向け、実りある人生にしていきたいと思います。

メールマガジン編集担当 遠藤 洋輔



## ≡ ■ 東京経営者大学のご案内！

---

東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきたコンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、顧問させていただいている私たちの立場から、継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。

また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、今後もお互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

これまでの参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、新たなビジネスチャンスを手に入れた方も多くいらっしゃいます！

ご興味のある方は、見学が出来ますので、各担当者又は九段会計事務所までお気軽にご連絡下さい！！

担当：遠藤 洋輔



## ≡ ■ 編集後記

---

この度の熊本地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。  
4月14日の前震から約1ヶ月が経ち、ようやく交通機関も復旧したことで連休にボランティアへ行かれた方や、何らかの形で寄付をされている方もいらっしゃるかと思います。

今回の震災に関連して義援金について税務トピックでもご紹介させていただきましたが、実際に被災された企業や個人の方にはこのほかにも様々な税制上の救済措置があります。

具体的には

- (1) 申告・納付等の期限の延長
- (2) 所得税の全部又は一部の軽減
- (3) 相続税・贈与税の免除又は軽減
- (4) 納税の猶予

などです。

また、日本政策金融公庫では熊本に事業所を有する会社様は  
罹災証明書があれば特別融資が出るそうです。  
適用関係等は要件もありますので、ご不明な点は弊所までご連絡ください。

現地では車中泊の生活で孤立されている方や支援物資がうまく回らない状況  
が続いています。一人ひとりの力は微力ですが、日本全体で被災地に  
手を差し伸べる姿勢がまだまだ続くことを願い、私自身も出来る事を  
出来るだけやっていきたいです。

メールマガジン編集責任者 田中 祐基

---

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！  
フォローミー！@kudan-kaikei（フォロー返します☆）

★FaceBook始めました！  
「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！  
「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！  
現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。  
その中でお客様を紹介するページを設けました。  
御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、  
是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。  
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。  
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

---

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も  
対象にお送りしております。  
配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。  
なお、このメールには返信いたしませんので、お問い合わせ等ございましたら  
各担当者又は下記連絡先までお願い致します。  
info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆九段会計事務所☆☆☆☆  
★☆☆☆☆密・着・革・命！☆☆☆☆

〒102-0074  
東京都千代田区九段南4-3-1  
滝ビル3F  
TEL 03-3222-5271  
FAX 03-3222-5270

URL <http://www.kudan-tax.jp/>  
mail [info@kudan-tax.jp](mailto:info@kudan-tax.jp)